

令和7年度

## 小松市空き家有効活用奨励金

貸したい方

購入した方

空き家バンクに登録されている小松市内の空き家を改修して賃貸住宅または公立小松大学の学生向けに貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合、さかさまバンクを利用して成約した空き家を改修する場合に改修費用の一部を助成します。

		賃貸物件	購入物件	共同住宅等
金額	<b>改修費用の1/2を助成</b> ※門、柵及び塀工事等の外構工事費は対象外	(限度額) 40万円	(限度額) 40万円	(限度額) 100万円
	<b>&lt;市外居住加算&gt;</b> 購入した空き家に住む人が市外からの転入者の場合		10万円	
条件	① 改修前の建物は、小松市内に所在する建物で、以前使用されており、現に使用されていないものであること 改修後の建物が右記であること	空き家バンク	戸建て住宅	共同住宅等 ※1
		さかさまバンク	戸建て住宅、店舗、事務所等	
	② 空き家バンクの登録物件であること ※2	○	○	
	③ 改修費用が20万円以上であること	○	○	○
	④ 改修後、賃貸物件として10年以上扱うこと	○※3		
	⑤ 改修後10年間、公立小松大学の学生に貸し出すこと			○
	⑥ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○	○	
	⑦ 市税の滞納がないこと	○	○	○
	⑧ 対象の建物が過去に奨励金の交付を受けていないこと	○	○	○

※1 共同住宅等には長屋、シェアハウスを含む。

※2 さかさまバンクを利用して成約した場合を除く。

※3 空き家バンク登録物件および、さかさまバンクを利用して成約した物件。

【フラット35】地域連携型を利用する場合、小松市と住宅金融支援機構との連携により、当初5年もしくは10年間の借入金利が引き下げとなります。（上記、戸建て住宅を購入する場合のみ対象です。）

## お問い合わせ先 小松市都市創造部建築住宅課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL:(0761)24-8104 Eメール:teiju@city.komatsu.lg.jp

※詳しい制度内容は小松市ホームページをご覧ください。⇒



有効活用奨励金